

( 公 印 省 略 )

分医発第3567号  
令和8年1月22日

各 郡市等医師会担当理事 殿

大分県医師会常任理事 井 上 雅 公

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化の  
ための地域ブロック拠点病院整備事業の公募の実施について

今般、厚生労働省より標記の件について通知が発出された旨、日本医師会から  
別紙のとおり連絡が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関への  
周知方ご高配の程お願い申し上げます。

なお、本事業の応募の詳細に関しては日医通知をご参照ください。

日医発第 1669 号 (健Ⅱ)  
令和 8 年 1 月 16 日

都道府県医師会  
担当理事 殿

日本医師会常任理事  
宮川 政 昭  
笹 本 洋 一  
(公 印 省 略)

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための  
地域ブロック拠点病院整備事業の公募の実施について

今般、厚生労働省より、本会に対して標記の周知方依頼がありました。

同公募は、地域ブロック別に「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関(平成 26 年 10 月 1 日付 (地Ⅲ163) 参照)」を対象に令和 4 年度より実施されており、引き続き、拠点病院整備事業を通して、相談支援体制や医療体制のさらなる強化が行われる予定です。別紙の要綱に沿って、選定された拠点病院は、ブロック内に属する医療機関、都道府県、市区町村や医師会等と連携体制を構築するとともに、厚生労働省や同省の研究班とも密に連絡を取り、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の実施に係る機関の中核としての役割を担います。

同事業は採択通知後から令和 9 年 3 月 31 日までとされ、事業費として 1 拠点病院あたり原則 15,000 千円を上限に交付されます。

応募に当たっては、規定の書式に従って必要書類を作成の上、**提出期間：令和 8 年 1 月 15 日 (木) ～ 2 月 5 日 (木) まで (必着) として厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課宛に提出期間内に到着するよう余裕をもって投函 (郵送のみ) すること**とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、郡市区医師会、関係医療機関に対する周知方、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

参考：厚生労働省ホームページ「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業実施法人の公募について」[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_68706.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_68706.html)

事務連絡  
令和8年1月15日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部予防接種課

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化  
のための地域ブロック拠点病院整備事業の公募の実施について（周知依頼）

平素より予防接種行政の推進について多大な御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業」を実施するため、別添のとおり公募（応募期限：令和8年2月5日（木））を行います。

本事業は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等をさらに強化する観点から、地域ブロック別に拠点病院を選定し、医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、市町村及び医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的とするものです。

つきましては、貴会会員に対しても、周知をお願いいたします。

照会先

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部予防接種課健康被害救済給付係  
TEL 03-5253-1111（内線 2976）

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する  
相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業  
公募要綱

令和 8 年 1 月  
厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部 予防接種課

## 1. 目的

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療については、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について」（平成 26 年 9 月 29 日健感発 0929 第 2 号厚生労働省健康局健康課長通知）において、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈する患者に対して、より身近な地域において適切な診療を提供するため、都道府県がヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）を選定することとされている。

また、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等をさらに強化する観点から、令和 4 年度よりヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業（以下「拠点病院整備事業」という。）を実施している。

本事業は、地域ブロック別に拠点病院を選定し、医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、市町村及び医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的としている。令和 4 年度から、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPV ワクチン」という。）の個別勧奨が再開されたこと等を踏まえ、引き続き、拠点病院整備事業により相談支援体制や医療体制の強化を図るため、拠点病院の公募を行うものである。

## 2. 事業内容

下表に示す地域ブロックごとに、厚生労働省において拠点病院を選定する。拠点病院は、ブロック内に属する医療機関、都道府県、市町村及び医師会等との連携体制を構築するとともに、厚生労働省や厚生労働行政推進調査事業研究班（以下「研究班」という。）とも密に連絡を取り、定期接種の実施等に関係する機関の中核として、下記の事業を行う。

### （1）医療機関との連携体制の構築

ブロック内協力医療機関と連携し、研修会等を通じて、ブロック内における事例（ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状を呈して受診した患者に対する包括的な支援の実例等）や最新の知見（ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関するエビデンスや研究班の取りまとめた研究データ等）を共有する等により、診療体制の強化を図るとともに、厚生労働省や研究班等からの伝達事項が、ブロック内協力医療機関に対して確実に共有される体制を構築する。

協力医療機関以外のブロック内医療機関に対しても、研修会等を通じて、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種や接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対する診療に関する情報提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

### （2）都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携

都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター（予防接種センターについては、予防接種センター機能推進事業実施要綱（平成 12 年 7 月 19 日健医発第 1117 号厚生省保健医療局長通知）を参照）等と連携し、ヒトパピローマウイ

ルス感染症の予防接種に関する情報やブロック内医療機関におけるヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対する診療状況等に関する情報提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

また、研修会や意見交換の場を設け、接種対象者が接種を検討・判断するためのHPVワクチンの有効性・安全性(ベネフィットとリスク)に関する情報や、接種を希望する場合に円滑な接種を行うために必要な情報等を提供すること。

### (3) 調査の実施

ブロック内医療機関におけるヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に体調の変化等の症状が生じた方に対する診療状況を調査するとともに、HPVワクチンの接種後に生じた症状に関する臨床像について調査を行う。

※厚生労働省や研究班が行う関連する調査・研究について、厚生労働省や研究班の求めに応じたブロック内医療機関の調査結果の取りまとめも含む。

### (4) その他

上記の他、相談支援体制や医療体制の強化につながる事業を実施する。

#### 拠点病院整備事業における地域ブロック

ブロック名	都道府県
北海道・東北	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県
甲信越	新潟県 山梨県 長野県
北陸	富山県 石川県 福井県
東海	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国・四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州・沖縄	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

### 3. 事業の実施期間と交付金額

本事業の実施期間は、採択通知日から令和9年3月31日までとする。また、交付金額は1拠点病院あたり原則15,000千円を上限とし、具体的には、提出された事業計画書や採択状況等を踏まえ、予算の範囲内で決定することとする。なお、補助対象経費は、本事業の実施に必要な諸謝金、賃金、旅費、備品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、委託費（ただし、先の対象経費に限る。）となる。

### 4. 応募の条件

本事業の実施主体は、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関の選定について」（平成26年9月29日健感発0929第2号厚生労働省健康局健康課長通知）における協力医療機関であって、拠点病院として2に掲げる事業を実施可能な医療機関等である。現在、協力医療機関でない場合は、応募時に協力医療機関又は協力医療機関を有する大学等であれば、応募することができる。

## 5. 応募に当たっての留意事項

### (1) 提出期間・方法

(2) の提出書類を、以下の提出先に郵送すること。

提出期間は、令和8年1月15日(木)～令和8年2月5日(木)(到着日)とする。簡易書留等、配達されたことが証明できる方法で、提出期間内に到着するよう余裕をもって投函すること。

### ○提出先

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課宛  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

### (2) 提出書類

本事業に応募する医療機関等の代表者は、規定の様式に従って事業計画書を作成すること。なお、追加で資料を求める場合があることに留意すること。

## 6. 添付資料について

本事業については、添付資料も参照すること。

別添 HPV 相談支援体制・医療体制強化事業(概要)

## 1 事業の目的

本事業は、ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種に関する相談支援体制及び医療体制等を強化していくため、拠点となる医療機関を地域ブロック毎に選定し、地域の医療機関の診療体制の強化を図るとともに、医療機関、都道府県、医師会等の関係者の連携をより強化し、十分な相談支援体制や医療体制を築くことを目的とする。

## 2 事業内容

### (1) 医療機関との連携の構築

ブロック内の協力医療機関と連携を構築し、研修会等の実施を通して、ブロック内での事例の共有や最新の知見の共有等を行うことにより、よりよい診療体制の構築を目指す。

また、厚生労働省や研究班等からの伝達事項が、ブロック内の協力医療機関へ確実に伝わる体制を構築する。

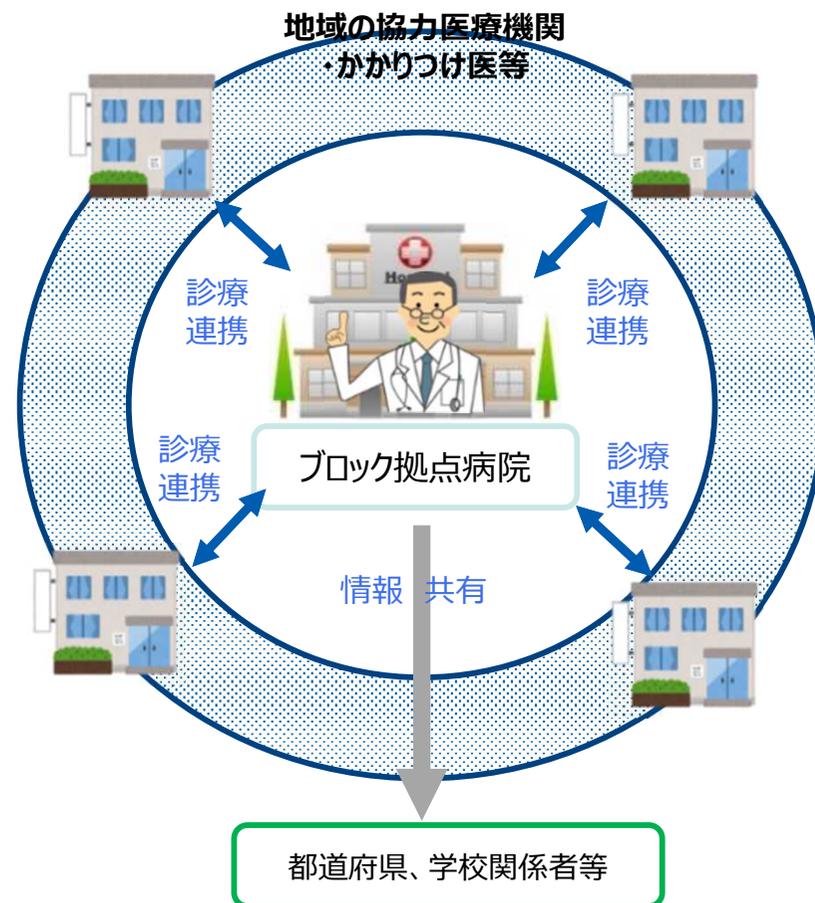
併せて、協力医療機関ではない医療機関に対しても、研修会等を通じて、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種や接種後に体調の変化等が生じた方に対する診療に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。

### (2) 都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携

都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携を構築し、予防接種に関する情報やブロック内の診療状況等に関する情報の提供を行うとともに、適宜相談に応じる。また、必要に応じて、研修会や意見交換の場を提供する。

### (3) 調査の実施と調査・研究への協力等

HPVワクチンの接種後に生じた症状に関する臨床像について調査を行う。この他、必要に応じて、相談支援体制や医療体制の強化につながる事業を実施する。



令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

医療機関等名

代表者名

印

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業

ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための地域ブロック拠点病院整備事業（以下「拠点病院整備事業」という。）に応募したいので、次のとおり応募書類を提出する。

1. 申請者について

医療機関等の名称	
代表者氏名	
住所	〒
電話番号	
ファックス番号	

- 1) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関に選定されていますか。

はい ・ いいえ

- 2) 令和7年度拠点病院整備事業における拠点病院に選定されていますか。

はい ・ いいえ

2. ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に主としてあたる診療科について

診療科名	
診療科代表者 氏名 役職名 E-mail アドレス	
電話番号	
ファックス番号	

3. 診療体制について

1) 主として診療にあたる診療科における診療体制について

当該診療科に常勤している医師の人数		人
上記のうち、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状に対する診療に従事している医師の人数		人
医師以外で診療に従事している職種および人数	職種： 、	人
	職種： 、	人
	職種： 、	人

2) 連携可能な診療科における診療体制について

主たる診療科と連携して診療が可能な診療科名、およびヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状に対する診療に従事している医師の人数	診療科名： 、	人
	診療科名： 、	人
	診療科名： 、	人
	診療科名： 、	人

4. 診療状況について

1) 主として診療にあたる診療科における、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状に対する診療状況について

※令和7年度は、令和7年12月31日までの状況について記入してください。

新規に受診した患者数	令和4年度： 人
	令和5年度： 人
	令和6年度： 人
	令和7年度： 人
年間のべ受診患者数	令和4年度： 人
	令和5年度： 人
	令和6年度： 人
	令和7年度： 人
令和8年1月1日時点で、継続的に受診中の患者数	人

2) 主として診療にあたる診療科において、実施している治療内容やその効果について具体的に記入してください。

--

5. 令和7年度の拠点病院整備事業の実施状況について

※令和7年度拠点病院整備事業において、拠点病院に選定されている場合は、1)の質問に、そうでない場合は2)の質問にお答えください。

- 1) 令和7年度の拠点病院整備事業で実施した事業について、事業概要・実施頻度等について、具体的に記入してください。

- 2) 令和7年度の拠点病院整備事業で拠点病院が実施する事業への参加状況について、具体的に記入してください。

6. 研究の実施状況について

- 1) これまでにヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状に関連する研究を実施したことはありますか（ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種によるものではない疼痛や運動障害等に関する研究も含まれます。）。

はい ・ いいえ

実施したことがある場合は、下記に研究概要・実施時期・獲得した外部競争資金の詳細（時期・課題名・金額等）等を記入してください。

- 2) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に関連する厚生労働行政推進調査事業研究班の研究に協力したことはありますか。

はい ・ いいえ

協力したことがある場合は、下記に協力した研究の研究課題名・時期・協力内容等を記入してください。

7. 他の医療機関・関係機関・関係団体との連携の構築状況について

これまでに他の医療機関や都道府県、市町村、医師会等と連携して、ヒトパピローウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療にあたったことはありますか。

はい ・ いいえ

ある場合は、診療内容や連携内容等を具体的に記入してください。

--

8. 事業計画について

1) 医療機関との連携の構築

--

2) 都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携

--

3) 調査の実施と調査・研究への協力

※ブロック内の医療機関における診療状況調査、HPV ワクチンの接種後に生じた症状に関する臨床像調査に関する計画について記入してください。

--

4) その他 (1)～3)以外に本事業に資すると判断されるものに限る)

--

- 5) 本事業の実施に必要な事業費について、その内訳を記入してください。補助対象経費は、本事業の実施に必要な諸謝金、賃金、旅費、備品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、消耗品費、委託費となります。

区 分	支 出 予 定 額		
	員 数	単 価	金 額 (円)
○○○費 ○○○ ○○○ ・ ・ ○○○費 ○○○ ○○○ ・ ・ ○○○費 ○○○ ○○○ ・ ・			

(作成上の留意事項)

1. 本事業計画書は、申請事業の採択の可否等を決定するための評価に使用されます。
2. 各項目の記入量に応じて、適宜、欄を引き伸ばして差し支えありません。